第百十四条の三第二項		
［略］	［略］	ならない。ただし、存続組合が次項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［略］	［略］	［略］
第百十四条の三の三第二項		
［略］	［略］	ならない。ただし、存続組合が次項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［略］	［略］	［略］
第百十四条の三の四第二項各号列記以外の部分		
［略］	［略］	存続組合が第四項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでなく、また、前項第四号
［略］	［略］	［略］
第百十四条の三の六第三項		
［略］	［略］	ならない。ただし、存続組合が同条第四項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［略］	［略］	［略］

第百十四条の三第二項		
［同上］	［同上］	ならない。ただし、存続組合が次項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の三の三第二項		
［同上］	［同上］	ならない。ただし、存続組合が次項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の三の四第二項各号列記以外の部分		
［同上］	［同上］	存続組合が第四項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでなく、また、前項第四号
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の三の六第三項		
［同上］	［同上］	ならない。ただし、存続組合が同条第四項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［同上］	［同上］	［同上］